

兵庫県政に対する要望について

尼崎市

令和6年10月

【要望に当たって】

尼崎市市政推進に当たって、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

尼崎市においては、第6次総合計画の下、ファミリー世帯の定住・転入促進策の抜本的強化など、尼崎の長期的な成長に向けた骨太の取組を進めてきました。その成果として、社会動態の増加、ファミリー世帯の転出超過数の減少、市民意識調査における「まちのイメージが良くなった」と感じている市民の割合の向上など、まちのイメージの向上が図られています。

今後は、昨年度に策定した「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」、「子育て世帯の定住・転入に向けた良好な住環境形成のための住宅施策パッケージ」、「あまがさき共創DXプラン」の施策パッケージをはじめとした様々な政策の方向性を、具体的な施策として実行・実現させ、尼崎を次のステージへ進めるための取組をより強力で推進していきたいと考えています。

これらの取組に対し、特段の配慮をお願いいたしたく、兵庫県政に対する要望をいたしますので、御高配賜りますようお願いいたします。

尼崎市長 松本真

【要望項目】

重点要望項目

- 1 尼崎西宮芦屋港における RoRo 船ターミナル及びふ頭間連絡道路の
早期整備について 3
- 2 尼崎市內における道路の課題について 4
- 3 南部地域の活性化について 6
- 4 子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保に向けた取組につ
いて 7
- 5 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の教職員配置について
..... 8

一般要望項目

- 6 学校における教職員体制の充実等について 9
- 7 万博子ども招待プロジェクトにおける柔軟な対応について 11
- 8 朝鮮学校への助成について 12
- 9 アスベスト被害に対する恒久的な健康管理制度の構築等及び民間建
築物に係る吹付けアスベスト除去等の支援の拡充について 13
- 10 津波等緊急時における左門橋防潮鉄扉閉鎖に係る課題について
..... 14

重点要望項目

1 尼崎西宮芦屋港における RoRo 船ターミナル及びふ頭間連絡道路の早期整備について

<要望事項>

RoRo 船ターミナルの早期整備やふ頭間連絡道路の整備について、早期事業化すること。

<説明>

尼崎西宮芦屋港港湾計画（以下「港湾計画」という。）については、現在、兵庫県において今年度中の改訂に向けて作業中であり、既に公表されている港湾計画（素案）では、末広地区での RoRo 船ターミナルの整備や、東海岸町地区と末広地区を結ぶふ頭間連絡道路の整備について記載されており、今後、国土交通省による交通政策審議会港湾分科会での審議を経て、改訂される予定となっている。

尼崎市では産業・貨物の高度化、高品質化、物流多頻度化等に伴い、集配送・流通加工等の機能を備えた物流施設の需要が高まっている状況であるため、港湾計画（素案）に記載されている RoRo 船ターミナルの早期整備やふ頭間連絡道路の整備について、早期事業化をお願いしたい。

2 尼崎市内的における道路の課題について

<要望事項>

- (1) (都) 尼崎伊丹線の計画的な事業進捗を行うこと。また、「阪神尼崎南工区」の早期事業化を行うこと。さらに、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)開催が来年に迫る中、交通混雑緩和に向けた来場者輸送対策のため、万博協会に対し交通分散に関する取組の働き掛けを行うこと。
- (2) (都) 常光寺難波線の街路事業について、確実な予算配分を行うこと。また、園田西武庫線・尼崎宝塚線・尼崎伊丹線について、予算の優先配分と各年度における予算の平準化に配慮すること。

<説明>

(1) 臨海部と内陸部を結ぶ道路の課題

国道43号周辺交差点では、交通容量超過による慢性的な渋滞が発生していることから、兵庫県と尼崎市では、(都) 尼崎伊丹線の拡幅事業及び五合橋交差点付近の慢性的な渋滞対策を進めている。

また、臨海東部地域での大型物流施設の開発により物流交通が集中することに加え、大阪・関西万博開催が来年に迫っている状況の中、会場外駐車場設置が当地域に計画され、大阪・関西万博開催期間中の交通渋滞緩和対策を検討されているところであり、これを機に臨海部における交通需要の増加を見据えた周辺道路における交通対策が必要となる。

そのため、引き続き(都) 尼崎伊丹線については計画的な事業進捗をお願いするとともに、用地買収の件数も多く、用地取得に相当の期間を要することが考えられるため、(都) 尼崎伊丹線の「阪神尼崎南工区」の早期事業化をお願いしたい。

また、大阪・関西万博開催が来年に迫る中、交通混雑緩和に向けた来場者輸送対策について、県・市協力体制の下、公共交通利用のPR徹底やTDM(交通需要マネジメント)実施等、万博協会に対し交通分散に関する取組の働き掛けをお願いしたい。

(2) 尼崎市内的における街路事業

(都) 常光寺難波線については、県市町合同パッケージの要素事業として事業を進めており、総事業費約22億円で令和6年度から11年度(予定)までの債務負担行為を活用した波洲橋の架け替え工事を予定している。当該路線は東西を結ぶ重要な道路ネットワークの機能を担っているため、周辺交通への影響を踏まえて早期に完成する必要があることから、確実な予算配分をお願いしたい。

また、現在施行中の県施行街路事業についても、緊急輸送道路の整備及び渋滞緩和に寄与する道路((都) 園田西武庫線(御園工区・藻川工区)・(都) 尼崎宝塚線(阪急立体工区)・(都) 尼崎伊丹線(阪神尼崎北工区))の整備を進めており、計画的な事業推進には確実な予算配分が必要である。

緊急輸送道路の整備及びベイエリアの交通アクセス機能強化、渋滞緩和に寄与す

る道路（園田西武庫線・尼崎宝塚線・尼崎伊丹線）の計画的な事業推進に向け、予算の優先配分をお願いするとともに、土地開発公社の活用などにより、各年度における予算の平準化にも配慮をお願いしたい。

重点要望項目

3 南部地域の活性化について

<要望事項>

フェニックス事業用地などの南部地域の活性化について、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）後も見据えたにぎわいづくりに加え、尼崎市の企業立地の考え方やオープンイノベーションコア尼崎（OIC）の取組を踏まえた産業の発展に向けて、引き続きの連携・協力をお願いしたい。

<説 明>

令和7年の大阪・関西万博に向けては、ひょうごフィールドパビリオンの認定を受けた「尼崎運河探検クルーズ」や、フェニックス事業用地に設置される尼崎万博 P&R 駐車場の隣接地において、大阪・関西万博期間中に予定されている「ひょうご楽市楽座」の開催準備など、兵庫県と連携して進めている。

また、大阪・関西万博後のフェニックス事業用地の分譲を控える中、尼崎市においては、企業誘致や市内企業の事業の高度化に向けた設備投資の促進について基本的な考え方を定める「(仮称) 尼崎市企業立地方針」の策定を進めるほか、スタートアップ企業と市内企業との共創によるイノベーション創出をはじめとした産業支援を行う「オープンイノベーションコア尼崎（OIC）」を今年度設置するなど、尼崎ベイエリアを中心とした産業振興の取組を推進しているところである。

フェニックス事業用地などの南部地域の活性化について、大阪・関西万博後も見据えたにぎわいづくりに加え、尼崎市の取組を踏まえた産業の発展に向けて、引き続きの連携・協力をお願いしたい。

重点要望項目

4 子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保に向けた取組について

<要望事項>

尼崎市が目指す子育て世帯の定住・転入に資する良好な住環境の形成に向けて、尼崎市住環境アドバイザーボードへの引き続きの参画をはじめ、その検討に関する情報共有を密に行うこと。また、現に実施している共同事業を今後も引き続き進めていくとともに、県営住宅と市営住宅の跡地の共同活用をはじめ、兵庫県と尼崎市がそれぞれ検討を進める施策の方向性及び講じようとする手法において連携をすること。

<説明>

尼崎市では子育て世帯の転出超過が課題となっており、バランスの取れた人口の年齢構成を築くため、昨年度には「子育て世帯の定住・転入に向けた良好な住環境形成のための住宅施策パッケージ」を策定し、子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保に向けた施策を推進している。

床面積が小さい住宅の割合が多い尼崎市において、子育て世帯が快適に住むことができる住宅を供給していくためには、公有地や空き地を含む民有地の活用促進が重要となる。尼崎市が目指す子育て世帯の定住・転入に資する良好な住環境の形成に向けて、兵庫県においては、昨年度に設置した「尼崎市住環境アドバイザーボード」への引き続きの参画等を通じた情報共有を密に行うことをお願いしたい。また、現に実施している共同事業を今後も引き続き進めていくとともに、県営住宅と市営住宅の跡地の共同活用をはじめ、兵庫県と尼崎市がそれぞれ検討を進める施策の方向性及び講じようとする手法について連携することをお願いしたい。

重点要望項目

5 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の教職員配置について

<要望事項>

学びの多様化学校の運営を円滑に進めるために、不登校担当教員、生徒指導担当教員、通級担当教員等の加配や、スクールカウンセラー等の支援スタッフの配置の充実を図ること。

<説明>

尼崎市では、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、多様性を尊重する学びの場を整備するため、「尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針」を令和6年5月に策定し、校種を中学校、生徒定員を40人程度（3学年合計人数）とする、兵庫県下の公立では初となる学校型の学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を令和8年4月に開校することを目指し、現在取組を進めている。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様化学校については、特に手厚い支援体制が求められるところであり、先進事例においては、教職員配置の充実が図られている。

個に寄り添った支援に特に取り組むなど、学びの多様化学校の運営を円滑に進めるために、兵庫県においては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく教職員の配置はもとより、不登校担当教員、生徒指導担当教員、通級担当教員等の加配や、スクールカウンセラー等の支援スタッフの配置の充実をお願いしたい。

6 学校における教職員体制の充実等について

<要望事項>

- (1) 正規・臨時講師ともに欠員が生じないよう十分教員を確保し、安定的な学校運営が図られる体制づくりができるように配置すること。その上で、常勤の欠員補充については会計年度任用職員や時間講師も可能にするなど、任用ルールの弾力的な運用を行うとともに、教員確保のため、教員採用試験において他府県並みの優遇措置の検討を行うこと。また、市立高等学校への計画的・継続的な正規教員の配置を行うこと。
- (2) 特別な学習指導や生徒指導等、一人ひとりの児童に寄り添った指導・支援ができる加配教員の一層の増員を行うこと。また、中学校における35人学級の早期の実施に向け、国への基礎定数改善の働き掛けや、生徒指導・不登校等の課題に対応する加配教員の増員を行うこと。
- (3) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）では定数に含まれていない特別支援教育コーディネーターの専任教員が配置されるよう、国へ改善の働き掛けを行うこと。

<説明>

(1) 教員の欠員状況解消等に向けた取組

昨今、全国的に教員希望者が減少していることなどから、臨時講師の確保が非常に難しく、教員が欠員となっている学校が増加していることが大きな課題となっており、尼崎市においても、現状、年度当初の欠員に加え、年度途中からの産休や育休取得者を抱え、その代替教員の確保に苦慮している。そのため、OB教員や非常勤勤務を希望する者への説得だけでなく、新規登録者確保のために募集チラシを作成し、各大学、公共施設に加え、保護者会、集合住宅へのポスティングを行い、ハローワークや求人サイトを活用し臨時講師の確保に努めているが、全欠員の補充には至らない状況である。

また、市立高等学校においては臨時講師の割合が非常に高く、今後の高校教育を担う人材の育成について課題がある。

こうしたことから、常勤の欠員補充については会計年度任用職員や時間講師も可能にするなど、任用ルールの弾力的な運用を行うとともに、教員確保のため、教員採用試験において他府県並みの優遇措置の検討を行うことと、市立高等学校への計画的・継続的な正規教員の配置を行うことをお願いしたい。

(2) 教員加配による教育体制の充実

小学校においては、段階的に35人学級となるとともに、「兵庫型学習システム」の推進により、教科指導の充実や教員の負担軽減が図られている。一方、中学校においては、「兵庫型学習システム」において35人学級を選択できることとなっており、尼崎市においては1校で実施したが、授業時間数増加等の課題があることから、

現在、実施していない。

また、尼崎市においては、きめ細やかな指導及び一人ひとりに応じた支援を実現するために、県の施策を活用するとともに、市費にて、特別支援教育支援員や学習支援員等の会計年度任用職員を各学校に配置し、支援が必要な児童生徒への対応に努めるなど、教育の充実を図っている。

小学校においては、個々の児童が抱える課題は多様化していることから、特別な学習指導や生徒指導等、一人ひとりの児童に寄り添った指導・支援ができる児童生徒支援担当等の加配教員の一層の増員をお願いしたい。また、中学校における35人学級の早期の実施に向け、国への基礎定数改善の働き掛けや、生徒指導・不登校等の課題に対応する加配教員の増員をお願いしたい。

(3) 特別支援教育コーディネーターの専任加配

尼崎市では、特別支援学級在籍児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加の一途をたどる中、支援内容も多様化している。そうした中、関係機関との連携を図る特別支援教育コーディネーターの役割は、ますます重要となっている。

ところが、指名された特別支援教育コーディネーターは、学級担任等と兼任していることから、関係機関との連携を図る時間の確保が難しく、早期対応、早期支援に支障が生じている。また、尼崎市の特別支援学校では、市内の学校園で唯一専任コーディネーターを1名指名しているが、特別支援教育コーディネーターとして加配されているわけではなく、市立幼小中学校全体の特別支援教育のセンター的機能を十分果たせていない。

義務標準法では特別支援教育コーディネーターが定数に含まれていないが、保護者や関係機関と連携して特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援をきめ細やかに行うためには、専任の特別支援教育コーディネーターが必要である。よって、特別支援教育コーディネーターの専任教員が配置されるよう、国へ改善の働き掛けをお願いしたい。

7 万博子ども招待プロジェクトにおける柔軟な対応について

<要望事項>

万博子ども招待プロジェクトについて、児童生徒へのチケット無料配布による家族単位での万博参加など、多様な選択肢を用意できるよう、柔軟な対応が可能となるようにすること。

<説明>

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）については、児童生徒がこれまでにない新しい技術や革新的なアイデアを実体験する場として、貴重な学習機会と捉えており、これまでに開催された県の万博子ども招待プロジェクト事務局の説明会及び日本国際博覧会協会の説明会について各校へ周知し、情報提供に努めているところである。

同プロジェクトでは「学校行事（学校・学年等单位）での招待」とされており、その実施に当たっては、バスの借り上げ費用に加え、バスが待機する駐車場利用料金、乗降のための交通ターミナル利用料金が必要とされていることから、学校行事で行う際の経済的負担は大きいと想定される。何よりも子どもたちの安心・安全確保のための交通アクセスや会場内の待機場所の確保、熱中症対策、下見の時期など、現段階において学校設置者・学校教員等の不安は大きく、負担も大きくなることが予想される。

これらのことから、現状のスキームのみに限らず児童生徒へのチケット無料配布による家族単位での万博参加など、多様な選択肢を用意できるよう、柔軟な対応が可能となるよう配慮をお願いしたい。

8 朝鮮学校への助成について

<要望事項>

外国人学校振興費補助においては、他の外国人学校に求める基準を同様に朝鮮学校に求めるのではなく、在日朝鮮・韓国人における歴史的経緯に鑑みて、同質にとられず、民族教育を希望する者の「選択の自由」が確保できるよう、学校存続のための特段の配慮を行うこと。

<説明>

朝鮮学校については、法的に各種学校の扱いであるため私立学校と同等の補助が受けられないことに加え、県からの外国人学校振興費補助の教育充実分の交付基準を満たさないとして、現在では、他の外国人学校の2分の1相当の補助しか受けられていない。また、朝鮮学校への新規入学者も年々減少傾向にあり、慢性的に運営難が続いており、朝鮮学校に在学する児童・生徒の保護者等の寄付金に頼らざるを得ず、学校の存続が危ぶまれる状況にある。

尼崎市では、市内にある朝鮮初中級学校が義務教育課程に相当する教育を行っていることや、我が国が批准している「児童の権利に関する条約」において、自国の言語、文化等の教育を受ける権利を保障されていること等を勘案し、保護者の負担軽減及び民族教育を希望する者の「選択の自由」を支援することを目的として、市内在住の児童生徒の保護者に対し、補助金を支給している。

こうした中で、昨年度の県政要望においては、「日本で生まれ日本で育った朝鮮学校の生徒が、卒業後も本県あるいは国内で生活していくことを前提に、児童・生徒が世界や日本の学校で学習している内容を学び、その学習を社会生活に生かすことができるよう、朝鮮学校においても、国際標準または日本標準の学習環境や効果的な教育を提供する取組を進めることを指導して」との回答が示された。また、兵庫県外国人児童生徒にかかわる教育指針においては、「同質にとられがちな日本の社会において、外国人児童生徒が母国の文化や言語にふれる機会が少ないことなどにより、自己を肯定的に受け止めにくい状況がみられ」、「とりわけ在日韓国・朝鮮人児童生徒の中には、今なお残存している民族的偏見や差別などが要因となって、」結果として「外国人児童生徒が将来の進路に展望を持ちにくい状況もみられる」ことから、「母国の文化や言語にふれる学習機会の提供に努めることが大切である」と明記されている。

こうしたことから、外国人学校振興費補助においては、他の外国人学校に求める基準を同様に朝鮮学校に求めるのではなく、在日朝鮮・韓国人における歴史的経緯に鑑みて、同質にとられず、民族教育を希望する者の「選択の自由」が確保できるよう、学校存続のための特段の配慮をお願いしたい。

9 アスベスト被害に対する恒久的な健康管理制度の構築等及び民間建築物に係る吹付けアスベスト除去等の支援の拡充について

<要望事項>

- (1) アスベストによる健康被害に対し、全国的かつ恒久的な健康管理制度の構築及び健康被害救済制度の更なる充実について、国に要望すること。
- (2) アスベスト除去等の取組促進に向け、県の補助制度の創設を行うとともに、国に対して補助制度の拡充の働き掛けを行うこと。

<説明>

(1) アスベスト被害に対する恒久的な健康管理制度の構築等

平成17年6月の「クボタショック」以来、アスベストによる健康被害を受けた多くの方々を支える尼崎市においては、石綿ばく露歴のある住民に関して全国どこに居住していたとしても等しくアスベスト検診を受診できるよう、これまで、多くの自治体と連携し、全国的かつ恒久的な健康管理制度の構築を推し進めるよう国に対して要望を行ってきた。

また、アスベスト被害を受けた方々の内、特に現役世代やそのご家族が安心して生活できるよう、生活実態を踏まえた救済給付内容の充実を求める声が多く寄せられていることを受け、年齢別に一律、一定額を月の療養手当に上乗せする支給制度や年金制度の創設など救済制度の更なる充実に関する要望を併せて行ってきた。

しかし、どちらも実現には至っていないことから、今年度、尼崎市単独にて、尼崎市長自ら上京し、国に対してこれらの要望を行ってきたところであるが、県からも国へ強く要望することをお願いしたい。

(2) 民間建築物に係る吹付けアスベスト除去等の支援の拡充

尼崎市では、国による社会資本整備総合交付金の兵庫県住宅・建築物安全ストック整備計画（防災・安全）（第3期）における民間建築物に対するアスベスト含有調査等・除去等に関する事業の制度を活用し、民間建築物に施工されている吹付けアスベストの除去等の費用の一部を補助し、アスベストの除去等の促進を図っているが、これまでの実績としては、調査が15件、除去等が9件であり、この補助制度が十分活用されているとは言い難い。また、アスベスト調査台帳の整備をしている中で、1,000㎡以上の民間建物で吹付けアスベスト等が施工され対策が未済のものが6棟あり、実際のところアスベスト除去等がまだ進んでいない状況である。

こうした現状は、補助事業を活用してもなお、事業者がアスベスト除去等に係る必要経費の3分の2を負担しなければならないことによるものであることから、事業者の負担の軽減が図られ実効ある制度となるよう、県の補助制度を創設するとともに、国に対して補助制度の拡充の働き掛けを行うことの協力をお願いしたい。

10 津波等緊急時における左門橋防潮鉄扉閉鎖に係る課題について

<要望事項>

時間外においても津波被害を防止できるよう、鉄扉閉鎖対応に係る協定書等を見直し、確実な閉鎖体制の確保に向けて、兵庫県が中心となり主体的に進めること。

<説明>

台風等接近時においては、市街地を高潮等の被害から守るため、兵庫県との操作協定により、国道2号の大阪府との県境に架かる左門橋の防潮鉄扉を尼崎市が操作することとなっており、その閉鎖に当たっては、大阪府内の淀川及び神崎川に存する他の防潮鉄扉の閉鎖の可否も踏まえた、兵庫県と大阪府による協議調整を受けて、兵庫県から尼崎市に操作に係る通知が行われることとなっている。

しかし、現在の兵庫県との協定は昭和40年に締結されたものであり、台風の接近に伴う高潮等の対応を前提とした内容となっていることから、休日や夜間を含めた時間外に発生した地震に起因する津波など、緊急的な閉鎖体制において、県との情報伝達や警察をはじめとした関係機関との交通規制を含めた体制確保など様々な課題が挙げられる。

今後、南海トラフ巨大地震等により津波が発生した場合、尼崎市においては津波到達までの時間が117分と想定されている中で、市民の生命、身体、財産を確実に災害から守らなければならない。そのため、休日や夜間を含めた時間外においても津波被害を防止できるよう、鉄扉閉鎖に係る「左門橋（右岸）防潮鉄扉操作協定書」及び「左門橋（右岸）防潮鉄扉操作協定に基づく通信系統についての覚書」を見直し、確実な閉鎖体制の確保に向けて、兵庫県が中心となり主体的に進めていただきたい。

尼崎市 秘書室 政策秘書担当

〒660-8501

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁舎南館2階

電話番号 06-6489-6474

Eメール ama-seisakuhisyo@city.amagasaki.hyogo.jp